

2020 北海道最賃情報

2020年8月11日〈No. 3〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

2020年度地域最賃「現行通り」で結審

北海道最低賃金審議会(以下、審議会)は8月11日、第4回審議会を開催し、労働者側委員が反対する中、2020年度の北海道地域最低賃金を「現行通り(861円)」とすることで結審した。引き上げ額「0円」となるのはIT不況(2000年12月～2002年1月)を受けた2003年以来、16年ぶりである。生活できる賃金水準、更にはコロナ禍での経済の再生と高い感染リスクにも係わらず最前線で体を張って懸命に従事しているエッセンシャルワーカーの頑張りに応える最低賃金の引き上げは必要と、有額を求めたにもかかわらず、「引き上げ額0円」としたことに大きな怒りをもって強く抗議する。

新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中、具体的な金額審議を行う審議会専門部会は7月28日から連日開催された。

労働者側は、中央最低賃金審議会が答申した「目安を示すことは困難。現行水準を維持することが適当」とする金額目安の無い答申にこだわらず、「雇用戦略対話合意」等において示されている「全国加重平均1,000円を目指す」に配慮した審議と合わせ、今年の春季生活闘争で連合北海道が集計した時間額引き上げ額25.50円(加重平均)などを基に、引き上げることの必要性を強く主張した。さらに地域間格差の解消や「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を実現し、雇用形態に関わらず、働いて得た賃金で家族とともに生活し、将来展望を描くことができる最低賃金の引き上げを強く求めた。

これに対して使用者側は、「あらゆる経済指標は過去に無い低い数値を示している」、「賃金より雇用優先」等を理由に、終始「0円」を主張。

労使の主張が真っ向から対立する中、連合北海道最賃対策委員会方針である10月1日発効の期日が目前に迫る4日の第6回専門部会は、7時間に及ぶなど労使譲らない激しい審議が続いたが、結果として使用者側の主張である「現行通り」となった。

連合調査では8月7日17時現在、38都府県で結審または結審見込みで、32県で1円～3円、6都道府県が「0円」となっている。

本年度の北海道地域最低賃金改定の闘いは収束を図らざるを得ないが、審議を後方から支援いただいた地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・集会などの取り組みに協力いただいたことに感謝申し上げる。

連合北海道は今後も「誰もが時給1,000円」を早期に実現した上で、ナショナルミニマムにふさわしい水準への引き上げと今後審議が始まる特定(産業別)最賃4業種の引き上げに向け、全力で取り組んでいく。